



国官運安第289号の2  
国自安第237号の2  
平成28年1月25日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

大臣官房運輸安全監理官付



自動車局安全政策課長



一般貸切旅客自動車運送事業者等に対する運輸安全マネジメント評価の  
実施方針について（通知）

標記につきまして、別添のとおり実施方針を定めましたので、了知されるとともに、  
貴会の傘下会員に周知願います。

問い合わせ先

大臣官房運輸安全監理官付運輸安全調査官

担当：相田、柴垣

電話：03-5253-8111

内線：22-077、22-079



(写)

国官運安第289号  
国自安第237号  
平成28年1月25日

各地方運輸局総務部長 殿  
各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

大臣官房運輸安全監理官

自動車局安全政策課長

### 一般貸切旅客自動車運送事業者等に対する運輸安全マネジメント評価の 実施方針について

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）等に対する運輸安全マネジメント評価（以下「マネジメント評価」という。）については、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成21年10月16日付け国官運安第156号、国自安第88号、国自旅第163号及び国自貨第95号以下「基本通達」という。）に基づき実施しているが、今般、貸切バス事業者等に係るマネジメント評価について、下記のとおり対応方針を定め、実施することとしたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長等に対し別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 以下の（1）または（2）に該当する貸切バス事業者については、基本通達の定めるところに従い、平成32年度までにマネジメント評価を滞りなく実施すること。

(1) 貸切バス事業者に対する管理の委託の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者（従前の高速ツアーバスから高速乗合バスへ移行した事業者（注1）に限る。以下「貸切バス委託型高速乗合バス事業者」という。）から運行委託を受けている貸切バス事業者

(2) 保有車両数（注2）が50両以上の貸切バス事業者

(注1) 「従前の高速ツアーバス」及び「高速乗合バス」とは、平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号及び観観産第305号「従前の「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について」の記1.に定義される運送形態をいう。

(注2) 「保有車両数」とは、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第7項第3号に規定する営業所ごとに配置する事業用自動車の総数をいう。

なお、一般乗合旅客自動車運送事業を併せて営む貸切バス事業者は、道路運送法施行規則第4条第1項第3号、第3項第3号及び第5項第3号に規定する営業所ごとに配置する事業用自動車（乗車定員11人未満の事業用自動車の数を除く。）の総数を含める。

2. 記1.に該当しない貸切バス事業者については、その半数程度の事業者に対し、平成32年度までにマネジメント評価を滞りなく実施すること。

なお、実施に当たっては、基本通達の定めるところにかかわらず、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成する実施方法により、マネジメント評価を実施するものとする。

3. 記2.において、平成32年度までのマネジメント評価の実施対象とならない貸切バス事業者については、引き続き運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けたセミナー、講習会等の受講を促すとともに、平成33年度以降、計画的にマネジメント評価を実施すること。

なお、実施に当たっては、記2.の方法によるものとする。

4. 貸切バス委託型高速乗合バス事業者については、基本通達の定めるところに従い、マネジメント評価を実施すること。

## 附 則

1. 本通達は、平成28年1月25日から施行する。
2. 本通達の発出に先立ち、本文記2.のなお書きによる実施方法の作成のために試行的にマネジメント評価を実施した同記2.に該当する事業者については、本通達によるマネジメント評価を実施したものとみなす。

## 参考資料1（保有車両数50両未満の貸切バス事業者向け評価資料）

### 運輸安全マネジメント評価に関する説明について

輸送の安全の確保は、運輸事業の一番の基本であり、もっとも大切なことです。このため、鉄道、自動車、海運、航空の輸送の安全性をより高めるために、従来の安全規制に加えて、運輸事業者が、経営トップから現場まで一体となって安全管理体制を構築することを目的とした運輸安全マネジメント制度が平成18年10月から始まっています。

運輸安全マネジメント制度の概要と特徴については、同封しております「運輸安全マネジメント制度の理解を深めるために（カラーパンフレット）」をご覧ください。

本文書は、運輸安全マネジメント評価についてご理解頂くことを目的に作成しております。

#### 1. 運輸安全マネジメント評価（中小規模事業者向け評価）

運輸安全マネジメント評価（中小規模事業者向け評価）とは、地方運輸局、沖縄総合事務局、地方運輸支局及び沖縄総合事務局運輸部関係事務所（以下「地方運輸局等」と表記します。）の評価担当職員が2名程度でチーム（以下「評価チーム」と表記します。）を構成し、御社が構築・改善している安全管理体制について、経営トップ及び安全統括管理者を対象に「安全管理の取組状況の自己チェックシート」（以下「自己チェックシート」と表記します。）に基づいたインタビューを行い、御社の安全管理体制についての講評・助言等を実施するものです。

評価は、従来から実施している保安監査と異なり、御社の輸送の安全を確保する取組みについてサポートする趣旨で実施いたします。

##### （1）評価担当職員

地方運輸局等の評価担当職員とは、地方運輸安全調査官、自動車監査官及び運輸企画専門官等をいいます。

##### （2）評価を実施する場所

原則、地方運輸局等の所在地になります。

##### （3）評価日程

評価日程は、概ね2時間となります。一般的な評価日程案は、以下の通りです。

あくまでも「例示」ですので、詳細については、御社の担当者とご相談の上、進めさせて頂きます。

### 【評価日程の例示】

時 間	内 容
10:00～10:10	評価の説明
10:10～11:00	経営トップ及び安全統括管理者に対するインタビュー
11:00～11:20	評価チーム内部打合せ
11:20～11:30	評価結果の説明

#### ① 評価の説明

経営トップ及び安全統括管理者を含む御社関係者と評価チーム双方が出席し、評価の内容及び御社に手交する運輸安全マネジメント評価報告書について、概ね10分間で説明いたします。

#### ② インタビュー

インタビューは、御社が構築・改善している安全管理体制（安全管理規程に基づいて実施している安全管理の体制）に関して、どのように取り組んでいるかについて、ご記載頂いた自己チェックシートに基づいて確認いたします。

安全管理の取組状況の自己チェックシートは、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」に沿って作成されておりますので、同封しておりますカラーパンフレット及び以下の国土交通省HPをご覧下さい。

<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html>

#### ③ 評価チーム内部打合せ

インタビューの終了後、評価チームが評価で確認・把握した事実に基づいて、御社に対する講評・助言事項等を取りまとめ、御社に手交する「運輸安全マネジメント評価報告書」を作成いたします。

#### ④ 評価結果の説明

経営トップ及び安全統括管理者を含む御社関係者と評価チーム双方が出席し、評価チームリーダーから評価結果について説明を行った上で、運輸安全マネジメント評価報告書を手交いたします。

### （4）安全管理体制

届出が義務付けられている「安全管理規程」に基づいて実施している安全管理体制をいいます。

(5) 経営トップ

事業者において最高位で指揮し管理する個人又はグループをいいますが、一般的に代表取締役社長を指します。

(6) 安全統括管理者

道路運送法第22条の2第4項に基づき選任された者をいいます。

評価に関するご質問等ございましたらご遠慮無くご連絡下さい。

連絡先

国土交通省○○運輸局自動車監査指導部自動車監査官 ○○ ○○  
TEL xxx-xxx-xxxx (直通) FAX xxx-xxx-xxxx  
e-mail xxxx-xxx@mlit.go.jp

## 「安全管理の取組状況の自己チェックシート」

保有車両数50両未満の一般貸切旅客自動車運送事業者向け

### 【記載要領】

1. 運輸安全管理マネジメント評価は、従来から実施している監査・検査と異なり、御社の輸送の安全を確保する取組みについてサポートする趣旨で実施いたしますので、自社の取組状況を記入してください。
2. 安全管理の取組状況の自己チェックシートは、「一般貸切旅客自動車運送事業の概要」を含め6枚ありますので、本記載要領を参考に必要事項を記入してください。
3. 最初に、2頁の自己点検日、事業者名称、代表者の役職・氏名等及び「一般貸切旅客自動車運送事業の概要」を記入してください。
4. 次に、自社の取組状況を3～7頁の「自己チェックシート（1／5～5／5）」の「自己チェックポイント」をご覧いただき、「具体的な取組内容等」欄に記入してください。
5. 「自己判定」欄には、自社の取組状況を「自己チェックポイント」に照らして、実施している場合は「○」、一部実施している場合は「△」、実施に至らない場合は「×」を記入してください。

自己点検日：平成 年 月 日

事業者名称：

代表者の役職・氏名：

安全統括管理者氏名：

### 一般貸切旅客自動車運送事業の概要

項目	記載欄
所在地	
連絡担当者役職・氏名	
電話番号、メールアドレス	Tel : メールアドレス :
社員数	社員数：名、(内訳 運転者：名、運行管理者：名、整備管理者：名)
運転者	平均年齢 歳、平均勤続年数 年
営業所数	営業所数：箇所
保有車両数	合計車両数：両、大型 両、中型 両、小型 両
事故件数（直近の3年間）	平成 年度 件、平成 年度 件、平成 年度 件
貸切事業許可年月日等	年 月 日許可 バス協会加盟店 有 無
専業、兼業の別	<input type="checkbox"/> ：貸切バス事業専業、 <input type="checkbox"/> ：他の事業と兼業（兼業している事業の名称：）
業務の様態（業務量の多い順番に番号を付してください。）	( ) : 行楽シーザンの観光バス、( ) : 旅行会社からの依頼、( ) : 地元自治会等の依頼、 ( ) : 都市間輸送のバス、( ) : 修学旅行、( ) : スキーバス、( ) : 企業・学校・マンショ ン送迎バス、( ) : 会葬者の送迎バス、( ) : 福祉輸送、( ) : その他( )
その他情報	旅行代理店からの依頼割合 %、運行日程（日帰り %、宿泊 %）、 ガイドの添乗状況 %、 繁忙期：( )、閑散期：( )

自己チェックシート（1／5）		
	自己チェックポイント	自己判定
1 安全管理の考え方と計画	1. 経営トップの安全に関する考え方	具体的な取組内容等 【考え方を記載ください】
	2. 安全最優先の原則等を盛り込んだ「安全方針（社是、企業理念、教え等の場合有り。）」を策定しているか。 また、社内に周知（会議、点呼、掲示等）しているか。	1. 安全方針 2. 周知方法
	3. 安全を確保するための具体的な目標を定め、その目標を達成するための取組計画を作成しているか。	1. 具体的な目標 2. 取組計画
	4. 安全を確保するために必要な人員の採用、配置及び設備（車両等）の更新・整備などを行っているか。	1. 人員 2. 設備
	5. 安全統括管理者は、安全確保に向けて積極的に取り組んでいるか。	1. 取組み
		担当官 判定

## 自己チェックシート（2／5）

自己チェックポイント		自己判定	具体的な取組内容等	担当官判定
1.	代表者（経営者）は、社員（重転者等）と安全について話す機会を設けているか。		1. 機会の概要	
2.	代表者（経営者）は、社員（重転者等）の安全に関する意見・要望を聴いて対応しているか。		1. 対応の事例	
3.	安全に関して各部署を交えた横断的な話し合いを行っているか。		1. 話し合いの仕方	
4.	乗客に対する安全啓発（車内アナウンス等）を行っているか。		1. アナウンスの内容	
5.	上記 1.～4.について、見直し改善を行っているか。		1. 見直し改善の具体的事例	

コミュニケーション

## 自己チェックシート（3／5）

自己チェックポイント		自己判定	具体的な取組内容等	担当官 判定
1.	事故発生時の対応手順や連絡方法等を決めているか。		1. 取り決めの概要	
2.	事故、トラブルが発生した場合、再発防止対策を講じているか。		1. 再発防止対策の事例	
3	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか。		1. 収集方法 2. 活用事例	
4.	旅客の声、他社の事故事例などの情報を集め、必要に応じて対応等を行っているか。		1. 情報の対応事例	

## 自己チェックシート（4／5）

自己チェックポイント		自己判定	具体的な取組内容等	担当官判定
1.	関係法令等の遵守状況の定期的な確認を行い、また、安全運行に必要な情報を収集し、社員へ周知を行っているか。		1. 確認の方法 2. 収集及び周知の方法	
2.	代表者（経営者）、安全統括管理者等に対する運輸安全管理マネジメントに関する教育（外部研修等の受講を含む）を行っているか。		1. 教育の事例	
3.	運転者等の技能要員に対して、必要な教育・訓練を定期的に行っているか。		1. 教育訓練の概要	
4.	教育・訓練の実施状況を踏まえ改善を実施しているか。		1. 見直し改善の事例	

### 4 安全管理体制における取組み

## 自己チェックシート（5／5）

自己チェックポイント		自己判定	具体的な取組内容等	担当官判定
1.	安全に関する目標の達成状況や安全管理の取組状況を年1回以上定期的に振り返る機会はあるか。		1. 実施の時期 2. 目標の達成状況 3. 安全管理の取組状況	
5 見直しと改善			1. 反映した事例 2. 安全に関する目標の達成状況や安全管理の取組状況を年1回以上確認（総括）して、次の目標や取組計画に反映しているか。 3. 安全に関する日々の取組みに問題があつた場合、改善や対策等を講じているか。	

**【運輸局記載欄】**

事項	記載欄
評価日	
評価場所	
評価担当運輸局支局等の名称	
評価チームリーダー職名、氏名	
評価チームメンバー職名、氏名	
運輸安全マネジメント評価データベース入力日	

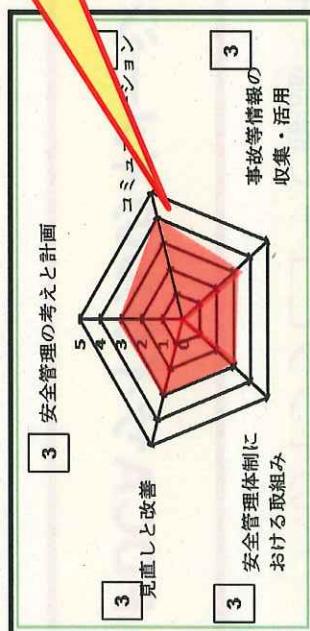
# 運輸安全マネジメント評価報告書について

■ 評価報告書につきましては、今後の御社における安全管理体制の更なる向上に向け、ご活用ください。

Ref. No. 2015V(B)東京 03 評価日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 運輸安全マネジメント評価報告書（第1回）

事業者名稱：千葉バス株式会社  
代表者氏名：代表取締役社長 国士 太郎  
評価チームリーダー：関東運輸局東京運輸支局  
運輸企画専門官 関東 一郎  
総評：（詳細項目は別添参照）



御社における現在の安全管理体制の構築、維持及び改善に関する取組状況（上記5項目）は、自己チェックシート及びインダビューカラーレーダーチャート（上図）に6段階で記載しました。今後、御社の取組みが懸念されている項目は充実・強化を図られ、取組みに工夫の余地がある項目は見直し・改善が図られるなどを期待します。

また、安全文化の構築と定着を図り、安全性を段階的に向上させたためには安全管理体制の継続的な改善及び不断の取組みが不可欠であることから、引き続き、経営トップが主体的にかつ積極的に開拓して更なる取組みを講じることを期待します。

署名：評価チームリーダー（運輸企画専門官）

備考

項目別評価結果一覧	
評価の項目	評価結果
経営トップ	経営トップは、安全確保のために積極的に関与し、リーダーシップを發揮していることを評価します。今後も継続・強化されることを期待します。
1. 安全管理の考え方と計画	(1) 原則、方針、具体的な目標、取組計画 安全最優先の原則及び安全方針は、・・・期待します。 (2) 人員、設備 安全を確保するためには、・・・を評価します。
2. コミュニケーション	(3) 安全統括管理者 安全統括管理者は、・・・期待します。 (1) 現場との情報伝達の仕組み、ボトムアップ、横断的な共有 現場社員からの・・・評価します。今後も、・・・期待します。
3. 事故情報収集・活用	(2) 安全啓発 乗客に対する安全啓発（車内アナウンス等）を、・・・期待します。 (1) 事故、ヒヤリ・ハット 事故発生時の対応手順や連絡方法を定められ、・・・期待します。 (2) 旅客、他社の事故事例等 ・・・
4. 安全管理体制における取組み	(1) 関係法令等の遵守 ・・・ (2) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等 【安全管理要員】 ・・・について、ご検討ください。 【技能要員】 ・・・について、ご実施しています。今後も、・・・期待します。
5. 見直しと改善	(3) マネジメントレビュー マネジメントレビューについて評価します。今後は、・・・期待します。 (2) 継続的改善 安全に関する日々の取組み、・・・期待します。

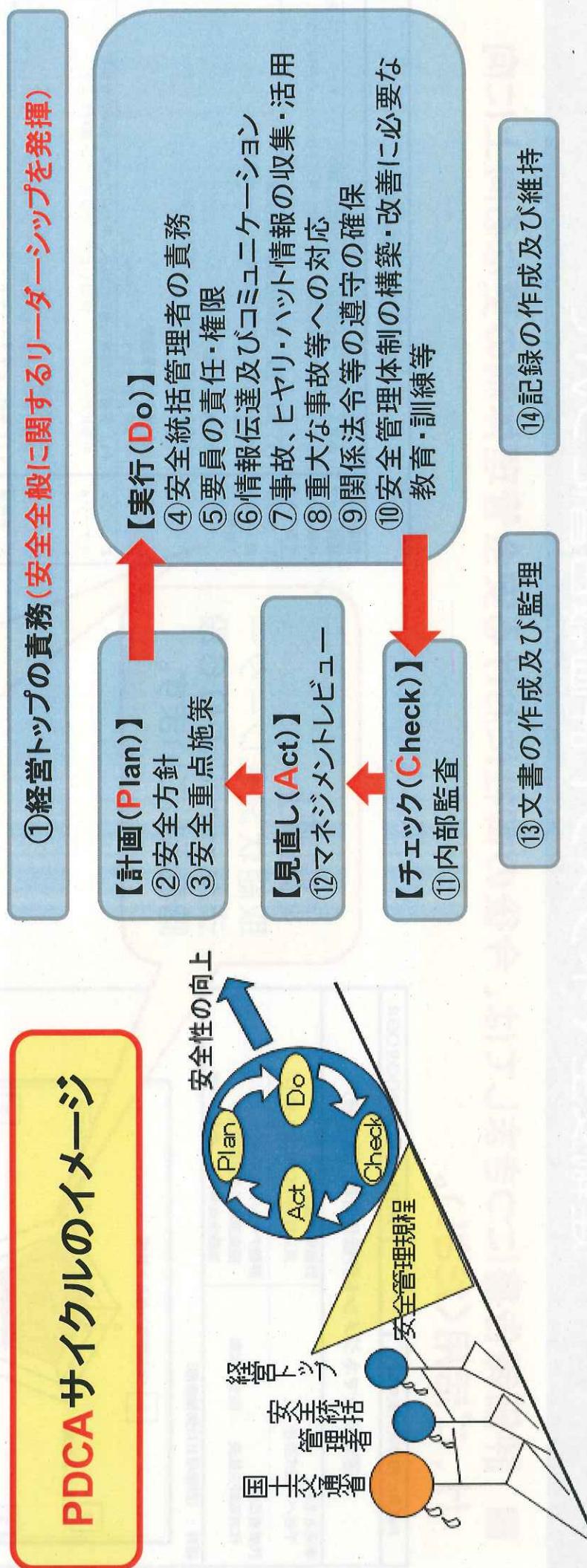
『総評』  
取組状況をレーダーチャートにより6段階表示しています。

「項目別評価結果一覧」  
各項目の取組状況について、「評価」、「期待」、「助言」、「記載して事項」として記載しています。

# 運輸安全マネジメント評価（中小規模事業者向け）の概要 参考資料3（評価時に手交）

- **運輸安全マネジメント評価**は、御社の輸送の安全を確保する取組みについて、**国が支援する**ものです。
- **保安監査**に加え、**運輸安全マネジメント評価**を行うことにより、安全輸送の取組みを活性化させ、**より一層の安全の確保**を図ることを目的としています。
- 評価は、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」に沿って作成した「**安全管理の取組状況の自己チェックシート**」に基づき、**経営トップをはじめ安全統括管理者**へのインタビューで確認・把握した事実について講評・助言を行います。

## PDCAサイクルのイメージ



# 参考

国官運安第156号	
国自安第88号	
国自旅第163号	
国自貨第95号	
平成21年10月16日	
一部改正	平成23年 6月14日
一部改正	平成25年 7月22日
一部改正	平成25年 9月30日
一部改正	平成26年 1月24日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
關東・近畿 運輸局自動車監査指導部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

大臣官房運輸安全監理官

自動車交通局安全政策課長

自動車交通局旅客課長

自動車交通局貨物課長

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について

運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。

今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記

のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って制度を運営することとしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）においては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）への周知徹底を図られたい。

なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成18年9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号）は、廃止する。

なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

## 記

### I 運輸安全マネジメントの実施

#### 1. 事業者における運輸安全マネジメントの適確な実施について

全ての事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要なことを自覚し、運輸安全マネジメントの実施により絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

特に、安全管理規程等義務付け事業者（以下「規程等義務付け事業者」という。）においては、現場の隅々にまで目が行きにくく、経営トップ自らが全ての現場を直接管理できないことがあるため、安全統括管理者を選任し、多数の運行管理者等を統括するとともに、安全管理規程を設定することにより、事業者全体を通して輸送の安全を確保する仕組み等の構築及び改善を行い、運輸安全マネジメントを適確に実施しなければならない。

また、規程等義務付け事業者以外の事業者（以下「規程等義務付け外事業者」という。）についても、道路運送法（昭和26年法律第183号）第22条（輸送の安全性の向上）、第29条の3（情報の公開）等及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第15条（輸送の安全性の向上）、第24条の2（情報の公開）等の規定が適用されることに留意しなければならない。

#### 2. 手引の活用について

全ての事業者は、事業規模等に応じて、次のとおり、別添1又は別添2の手引を選択の上、これを積極的に活用し、運輸安全マネジメントを効果的に実施して安全管理体制の構築及び改善を図り、輸送の安全の確保に努めなければならない。

別添1 規程等義務付け事業者及び規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両以上又は営業所が2以上である事業者

別添2 規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両未満かつ営業所が1である事業者

#### 3. 運輸安全マネジメントの評価について

国土交通省（本省及び各地方運輸局）は、自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの浸透・定着を図るため、運輸安全マネジメント評価（以下「マネジメ

ント評価」という。)を行い、その実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。

#### (1) マネジメント評価対象事業者及び評価実施機関

- ① 規程等義務付け事業者については、そのうち規模の大きい40社程度の事業者について、本省大臣官房運輸安全監理官室がマネジメント評価を実施し、必要に応じ地方運輸局も参画する。  
その他の規程等義務付け事業者については、地方運輸局がマネジメント評価を実施する。
- ② 規程等義務付け外事業者については、地方運輸局においてマネジメント評価を実施することとし、当面、公共性が高い、又は安全性のレベルが低いと認められる次の事業者から優先的に実施する。
  - イ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を100両以上保有する一般乗合旅客自動車運送事業者
  - ロ 専ら都市間の移動を目的として高速道路を使用して運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者
  - ハ 第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者
  - ニ 危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した貨物自動車運送事業者

#### (2) 評価実施方法

- ① 規程等義務付け事業者に対する評価は、原則として事業者の本社に立ち入り、経営トップ、安全統括管理者等経営管理部門関係者に対する全社的な安全管理体制の構築及び改善の取組状況に関するインタビューの実施、文書及び記録の確認を行い、経営トップから現場までの全社的な安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。  
具体的な評価の方法等は、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成した「運輸安全マネジメント評価実施要領」及び「運輸安全マネジメント評価実施要領（地方局単独評価）」により、実施するものとする。
- ② 規程等義務付け外事業者に対する評価は、事業者の本社に立ち入り、又は事業者を呼び出し、経営トップ、安全を統括管理する責任者等経営管理部門関係者に対する全社的な安全管理体制の構築及び改善の取組状況に関するインタビューの実施、文書及び記録の確認を行い、経営トップから現場までの全社的な安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。  
具体的な評価の方法等は、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成した「運輸安全マネジメント評価実施要領」及び「運輸安全マネジメント評価実施要領（地方局単独評価）」を準用の上、本省自動車局安全政策課が作成した「第一当事者事故惹起等事業者に対する運輸安全マネジメント評価実施要領」により、実施するものとする。

なお、安全を管理するための規程を定めていない、又は安全を統括管理する責任者を選任していない事業者に対しては、マネジメント評価の際に、それぞれ、安全を管理するための規程の作成又は安全を統括管理する責任者の選任を指導するものとする。

また、(1) ②ハ又はニの事業者に対しては、原則として、それぞれの事故を端緒として実施する監査時等においてフォローアップ監査時にマネジメント評価を実施する旨を事前通告し、フォローアップ監査において改善が確認された事業者については、フォローアップ監査後の時間を利用してマネジメント評価を実施するものとする。

- ③ 貨物自動車運送事業者の評価に当たっては、事業者が下請事業者に対して別添1（規程等義務付け事業者等用手引）2. 2 (3) 又は別添2（中小規模事業者用手引）2. (4) に従った取組を行っているかについても、評価の際、確認するものとする。

#### 4. 運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着について

運輸安全マネジメント制度の効果的・効率的な浸透・定着を図るため、当面、試験的に第三者機関によるマネジメント評価の実施を認める措置を導入する。

##### (1) 認定機関による評価の実施

- ① 次のイからニまでのいずれにも該当すると当職が認める者（以下「認定機関」という。）が行うマネジメント評価は、国土交通省が実施するマネジメント評価と同等に取り扱うものとする。

イ 運輸安全マネジメントに関する十分な知識・経験を有する職員が相当数おり、また、本省大臣官房運輸安全監理官室が実施している「運輸安全マネジメント評価」と同等の内容を含む実施要領を定めている等、マネジメント評価の実施に関する計画がマネジメント評価の適確な実施のため適切なものであること。

ロ マネジメント評価を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

ハ 自動車運送事業についての知見を有していること。

ニ その者又はその者の親会社等が自動車運送事業を営んでいないこと等公正な立場からマネジメント評価を行うことができること。

- ② ①の認定は、マネジメント評価を行おうとする者の申請により行う。申請の手続は、別添3のとおりとする。

③ 認定機関は、事業者に対しマネジメント評価を実施したときは、その結果を当該事業者を管轄する地方運輸局に通知するものとする。通知を受けた地方運輸局は、速やかにその写しを自動車局安全政策課へ送付すること。

④ 認定機関がマネジメント評価を行った規程等義務付け外事業者には、国土交通省は当面、マネジメント評価を行わない等、国土交通省と認定機関が連携してマネジメント評価を推進し、運輸安全マネジメント制度の効果的・効率的な浸透・定着を図るものとする。

- ⑤ 当職が指名する国土交通省職員は、各認定機関が行うマネジメント評価の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとときは、当該認定機関に対し、マネジメント評価の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができるものとする。
- ⑥ ⑤の報告聴取等の結果、認定機関が①イからニまでに該当しないと認めるときは、当職は、①の認定を取り消すことができるものとする。

## (2) 運輸安全マネジメントの取組等に対するインセンティブ

地方運輸局は、国土交通省又は認定機関のマネジメント評価を受けた事業者については、マネジメント評価の内容に応じて、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。

## (3) 運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等の活用

国土交通省は、独立行政法人自動車事故対策機構、民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー、講習会等であつて、5. (1) の認定を受けたもの等その実施内容が運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なものであると認められるものについては、事業者に対し、機会を捉えてこれらの紹介をするとともに、必要に応じ、その積極的な参加を指導するものとする。

## 5. 運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーの認定について

- (1) 本省大臣官房運輸安全監理官室は、民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー、講習会（以下「セミナー等」という。）について、別添4の2. の基準に従い、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナー等（以下「認定セミナー」という。）として認定する。
- (2) (1) の認定は、別添4の1. の区分ごとに、セミナー等を実施しようとする者の申請により行う。申請の手続きは別添5による。
- (3) (1) の認定を受けてセミナー等を実施する者（以下「実施者」という。）は、別添4の3. の方法でセミナー等を実施しなければならない。
- (4) 実施者は、認定セミナーの実施にあたっては、受講者に内容を習得させるために必要な能力を持つ講師を配さなければならない。
- (5) 実施者は、受講者による認定セミナーの評価を把握するために国が作成したアンケート票を受講者に配布し、それを回収して本省大臣官房運輸安全監理官室に送付しなければならない。
- (6) 実施者は、運輸事業者の経営管理部門の要員が認定セミナーの受講者に含ま

れていた場合には、運輸事業者名、受講者の氏名、受講した認定セミナーについて本省大臣官房運輸安全監理官室に通知するものとする。

- (7) 実施者は、認定セミナーを受講した経営管理部門の要員が認定セミナーの内容を活用した場合、その旨を記載して本省大臣官房運輸安全監理官室に送付するための調査票を受講者に配布しなければならない。
- (8) 本省大臣官房運輸安全監理官室が指名する国土交通省職員は、実施者が行う認定セミナーの適格な実施を確保するため必要があると認めるとときは、当該実施者に対し、認定セミナーの業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができるものとする。
- (9) (8) の報告聴取等の結果、認定セミナーが(3)、(4)、(5)、(7)若しくは別添4の2.に該当しないと認めるとき、又は(5)のアンケートの結果によるセミナーの評価が低いときは、本省大臣官房運輸安全監理官室は、(1)の認定を取り消すことができるものとする。
- (10) (1)の認定は、認定を受けた日を基準として2年を経た後に最初に到達する年度末(3月31日)まで効力を有するものとする。
- (11) 既に認定を受けた認定セミナーについて認定の効力を延長させる場合においては、認定の効力が失われる日より3月前より更新の申請を行うことができる。
- (12) (11)の更新の申請及びその認定については、(1)、(2)の規定を準用する。
- (13) 実施者は、認定セミナーの認定の取消を本省大臣官房運輸安全監理官室に求めることができる。本省大臣官房運輸安全監理官室は取消の要求があった場合、認定の取消を行うものとする。
- (14) 地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。

## II 事業者による輸送の安全にかかる情報の公表

### 1. 規程等義務付け事業者の方針等の公表について

規程等義務付け事業者は、次に掲げる情報を、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表し、その期間は次年度の公表を行うまでとする。

- ①輸送の安全に関する基本的な方針
- ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事

- 故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）
- ④安全管理規程
  - ⑤輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
  - ⑥輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
  - ⑦輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
  - ⑧輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
  - ⑨安全統括管理者に係る情報

## 2. 規程等義務付け外事業者の方針等の公表について

- (1) 規程等義務付け外事業者は、次に掲げる情報を、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表し、その期間は、次年度の公表を行うまでとする。
  - ①輸送の安全に関する基本的な方針
  - ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
  - ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）
- (2) 規程等義務付け外事業者は、(1)の情報に加え、次に掲げる情報を公表することが望ましい。
  - ①輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
  - ②輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
  - ③輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
  - ④輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

## 3. 事業者の行政処分情報の公表について

旅客自動車運送事業者は、道路運送法第27条第3項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）、第31条又は第40条（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を、貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第23条（同法第35条第6項において準用する場合を含む。）、第26条又は第33条（同法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。

- ①当該処分の内容  
(輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分)
- ②当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容  
(改善報告書等)

#### 4. 公表方法について

事業者は、可能な限り多くの利用者等が情報を知り得るよう、自社の実状に応じた方法で公表するものとし、具体的な方法として次のような方法が考えられる。

##### (1) 場所

- ① 1. 及び 2. の情報は、本社及び全営業所
- ② 3. の情報は、本社及び当該行政処分を受けた営業所

##### (2) 手段

- ① 自社ホームページへの掲載
- ② 報道機関へのプレス発表
- ③ 自社広報誌等への掲載
- ④ 営業所等利用者が出入りする自社施設における掲示
- ⑤ 旅客自動車運送事業者の場合は、事業用車両内における掲示 等

#### 附 則

1. この通達は、平成21年10月16日から施行する。

2. I 4. の第三者機関によるマネジメント評価のあり方については、当面、その実施状況や事業の効果等を検証し、必要に応じて、事業内容の見直しを行った上で、本格的な導入について、検討することとする。

#### 附 則（平成23年6月14日 国官運安第66号、国自安第73号、国自旅第76号、国自貨第37号）

この通達は、平成23年6月14日から施行する。

#### 附 則（平成25年7月22日 国官運安第92号、国自安第65号、国自旅第78号、国自貨第38号）

この通達は、平成25年7月22日から施行する。

#### 附 則（平成25年9月30日 国官運安第159号、国自安第172号、国自旅第247号、国自貨第64号）

この通達は、平成25年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年1月24日 国官運安第286号、国自安第242号、国自旅第398号、国自貨第115号）

この通達は、平成26年1月27日から施行する。